

# 県税の納め忘れは ありませんか？

県政  
スポット

## 皆さんの納税により県の行政が支えられています

県税は、福祉や教育、道路整備などの公共サービスを提供するために欠かせない財源です。その県税を一部の人から納められないまま放置しておくことは、公共サービスの提供に支障をきたすことにもなりかねず、きちんと納付されている皆さんとの公平性を欠くことになります。

県では、財産がありながら県税を納付しようとしなない滞納者に対して、積極的に財産の差押などを行っています。

### 県税を納期限までに納めないとこんなことに・・・

納期限を過ぎると、本来納めるべき県税のほかに**延滞金**が加算されます。  
また、最終的には**滞納処分**を受けることになります。



**一連の手続きは法律に定められていて、本人の意思に関わりなく執行されます。**

#### 《事情のある方は》

病気や失業・経営不振などで、やむを得ず一時的に県税を納期限内に納めることが困難な方は、納期限内に管轄の県税事務所または自動車税事務所までご連絡ください。生活状況を聞き取ったうえで、徴収の猶予などの制度をご紹介します。

**滞納処分には多大な経費がかかりますので  
納期限内納付にご協力ください。**

### 県は市町村と連携・協働して滞納整理を進めています

個人県民税は、法令により市町村が徴収することになっています。そのため県では「地方税滞納整理本部」を設置し、県職員を市町村に派遣して税の徴収を一緒に行っています。25年度は榎原市と生駒市に県職員を派遣します。

職員派遣等による  
地方税滞納整理本部での  
滞納整理の取り組み額  
**12億2600万円**  
(平成24年4月～12月)



回収済の額

**2億5500万円**

差押処分、分納の誓約を取りつけた額

**5億5000万円**

県税務課 ☎0742-27-8365 FAX 0742-26-3674